

# 1 河川管理用光ファイバ収容空間の開放について

## (1) はじめに

国土交通省では、「河川管理用光ファイバの収容空間の開放について」(平成10年5月7日建設省河政発第39号河川局長通達)により、我が国の広域的な情報通信ネットワークの整備を促進する観点から、河川管理施設としての機能確保に配慮しつつ、河川管理用光ファイバの収容空間を開放することとしている。

近畿地方整備局管内においては、河川管理用光ファイバ整備の進捗に伴い、河川管理用光ファイバ収容空間の民間開放が実施できる区間を公表して占用希望者を公募し、河川法第24条及び第26条の占用手続きの上、当該空間を民間に開放していくこととしている。

そのため別添『河川管理用光ファイバ収容空間の開放に関する要領』(以下「開放要領」という)を定め、光ファイバ収容空間の開放の適正化を図るものである。

## (2) 用語の定義

「河川管理用光ファイバ収容管路」とは、河川管理用光ファイバを収容するための管路をいう。

「収容空間」とは、河川管理用光ファイバ収容管路(予備用管路、センサー用管路の内部空間及び付随するハンドホール等)のうち、河川管理者が当面使用する予定のない空間をいう。

「中鞘管」とは、収容管路に収容する光ケーブル等の分離、保護及び事後挿入時の通線を目的とした内管をいう。

「電気通信事業者等」とは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第3項に規定する有線テレビジョン放送施設者及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第3条に基づく届出者をいう。

「占用」とは、河川法(昭和39年法律第167号)第24条及び第26条第1項に規定する河川管理者の許可に基づく光ファイバの敷設を目的とする占用をいう。

## (3) 基本的な考え方

### 1 開放の方針

河川管理用光ファイバが整備された一連区間(河川管理用光ファイバの設置工事を実施している区間を含む)における河川管理用光ファイバの収容空間を電気通信事業者等に開放するものとする。

収容空間の開放は、公募のうえ占用者を決定し、河川法に基づく占用手続きによるものとする。

### 2 公募方法

河川管理者は、河川管理用光ファイバが整備された一連の区間において、当該河川管理用光ファイバの収容空間を電気通信事業者等に占用させようとするときは、説明会等を行い、占用を希望する者を募るものとする。

## 【解説】

公募内容の詳細は、開放要領で明示するものとする。

開放要領の交付場所は、基本的には、近畿地方整備局 事務所の管理担当課（以下「管理担当課」という）で公募後速やかに開始し、提出期限の前日まで交付するものとする。

### 3 公募対象者

公募対象者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第3項に規定する有線テレビジョン放送施設者及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第3条に基づく届出者（以下「電気通信事業者等」という）であって、かつ、占用予定者の決定通知を受けた日（管路整備中の場合は管路整備完了）から概ね3年以内に工事に着手し、遅滞なく事業の用に供することができる者とする。

### 4 占用希望の申し込み

- 1) 占用を希望する電気通信事業者等は、開放要領により申込書を提出するものとする。
- 2) 1)の提出期限は、原則として公募を開始した日の翌日から起算して30日間とする。

### 5 占用予定者の決定

- 1) 占用希望者より提出された申込書等について、不明な点が生じた場合は、管理担当課による聞き取り等を実施するものとする。
- 2) 事務所は、申込書等の提出期限満了後、速やかに占用予定者を決定する。
- 3) 事務所は、占用希望管数が開放管数を上回った場合等には、広域性を考慮し占用予定者を決定する。
- 4) 事務所は、占用予定者決定後、占用予定者決定通知書（別紙様式－4）を占用予定者へ通知するものとする。
- 5) 事務所は、3号対象者以外の占用希望者には、別紙様式－5により通知するものとする。

## 6 占用許可の内容

河川管理者は、占用予定者から収容空間開放計画に基づく収容空間の占用許可申請があった場合は、河川法第24条及び第26条に基づき審査を行い許可するものとする。

公募後において収容空間に余裕がある場合には、電気通信事業者等の許可申請に対して、随時審査を行い許可することができる。

占用許可期間は当初10年間とし、その後の占用許可に当たっては、河川管理者の収容空間の使用計画等を考慮して占用期間を設定するものとする。

ただし、占用の廃止又は占用許可期間経過後に河川管理者が収容空間を使用する際には、占用者が自らの負担において占用物件を撤去する等必要な措置を講じるものとする。

### 【解説】

開放空間の有効利用として、より広く利用できるようにする事を前提とし、占用箇所（又は空間）の容量が少ない場合には、一本の光ファイバケーブルを他社と共用して占有することも可能とする。

また公募し占用予定者が決定した後において、収容空間に余裕がある場合には、電気通信事業者等の許可申請に対して、随時審査を行うものとする。

占用予定者の決定に伴い、河川法第24条及び第26条第1項に基づく許可申請が提出された場合、審査後に河川法第24条及び第26条に基づく許可を行うものとする。

なお占有面積は、次のとおりとする。

占有面積 = 中鞘管等の外径 × 延長

占有料については、河川法第32条に基づき別途各府県より徴収される。

## 7 占用許可の条件

河川管理者は、占用許可にあたり一般的許可条件に加え、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 開放空間の占有にあつては、原則として占有者により中鞘管を設置するものとし、中鞘管内の光ファイバケーブルについては、他社と共用して占有（芯線を共用）することを認めるものとする。
- (2) 占有者は、光ファイバ敷設時及び維持管理等の際に河川管理施設を損傷した場合には、速やかに河川管理者に報告し、その指示に従い原状に回復すること。
- (3) 天災、不可抗力により占有施設に被害が発生した場合、占有施設に係わる部分は占有者が自ら措置すること。  
なお、復旧の方法等については河川管理者と協議するものとする。
- (4) 河川に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合やその他河川管理上の事由により占有物件の移転、除去等の必要が生じた場合、占有者は自らの負担により占有施設の移転、除去その他必要な措置をとらなければならない。
- (5) 光ファイバの敷設及び関連施設（ハンドホール、鞘管）の施工に関しては、事前にその具体的内容を所轄する 事務所関係出張所に提出するものとする。

## 【解説】

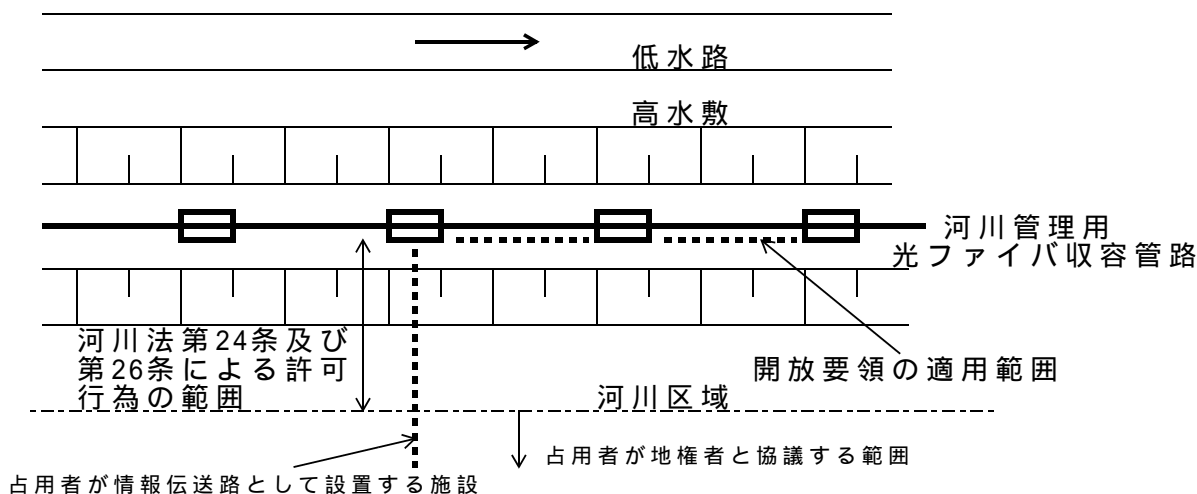
中鞘管については、光ファイバケーブルの敷設に必要な本数を占有者の負担により設置するものとする。

開放空間の有効利用として、より広く利用できるようにする事を前提としたことから、占有箇所（又は空間）の容量が少ない場合には、一本の光ファイバケーブルを他社と共用して占有することを認めたものである。河川に関する工事のため等により光ファイバの占有物件の移転、除去等について、公募要件に「占有者は自らの負担により占有施設の移転、除去その他必要な措置をとらなければならない」と記載するものとする。

なお河川に関する工事のため等により占有物件の移転、除去等の必要が生じた場合には、占有者に対して周知期間を充分とるものとする。

占有許可条件には記載していないが、占有者による占有物件の設置又は管理の瑕疵に起因して第三者と紛争を生じたときは、自らの責任において対処するものとする。

次図に示すように占有区間の接続部は、本占有許可と合わせて、河川法第24条及び26条の許可を受けなければならない。



## 8 収容空間の占有状況の公表

河川管理者は、収容空間の占有状況については、近畿地方整備局及び関係事務所において、随時閲覧可能とするものとする。

## 【解説】

河川管理者は、河川管理用光ファイバに関する占有状況について、占有希望者が随時閲覧できるようにする。

閲覧場所としては下記の場所とする。

- ・ 近畿地方整備局河川部水政課
- ・ 事務所管理担当課